

18 世紀ロシア地方行政官の日常史<sup>1</sup>

田中良英

## 1. 問題設定

ピョートル 1 世（在位 1682-1725 年）による改革，いわゆる「ピョートル改革」と，18 世紀ロシア史の歴史的意義をいかなるものと捉えるか。とりわけ近世ヨーロッパ諸国との対照性の有無に関して，どのような評価を与えるのか。この問題は，19 世紀前半の西欧派・スラヴ派の主要な関心の一つとなったように，古くから多様な主張を導くと同時に，時に政治的な利用を経験しながらも，現在にいたるまで依然議論を喚起し続けている。政治的，ジャーナリスティックな主張に留まらず，研究者の間でも，核となるディシプリンや専門とする時期などに応じて，評価の差異が目立つ。中には，ヨーロッパを比較軸としてロシアを考察すること自体，否定的な論調も生じているように見える。

とはいえ，西洋史学を専攻し，18 世紀ロシア史を狭義の専門としてきた筆者は，「ユーラシア性」や「帝国史」などに着目する最近の動向とはやや馴染まないかもしれないものの，やはり近世ヨーロッパ史の文脈への位置づけを意識する立場から，近年は特にピョートル 1 世期に端を発する「新たな」地方行政制度の整備と運営の実態を分析することで，上述の問題の考察を試み続けてきた。この地方行政改革に関して簡単に概略を示すと，1708 年 12 月 18 日付けの勅令によりピョートル 1 世は，「全民衆の利益のために（для всенародной пользы）」<sup>2</sup> 国土全体をモスクワ，インゲルマンランヂヤ，キエフ，スモレンスク，アルハンゲロゴロト，カザン，アゾフ，シベリアの 8 県（губерния）に分割すると共に，既存の都市のうち 314 をそれらの県に配分するよう命じた。<sup>3</sup> 県および県知事（губернатор）の名称については，ネヴァ河畔に位置したスウェーデン軍の要塞ニエンシャントツを 1703 年に奪取し，現地をインゲルマンランヂヤ県，管理者としてメーンシコフ Меншиков, Александр Данилович（1673-1729）を任命した際にすでに用いられ始めていた

<sup>1</sup> 本稿は，2015 年 8 月 3-8 日に千葉県千葉市で開催された国際中欧・東欧研究協議会（ICCEES）第 9 回世界大会でのパネル報告“The Relationship between Regional Administrators and Russian Local Societies in the First Half of the Eighteenth Century”の英文ペーパーをもとに，それを加筆・修正したものである。

<sup>2</sup> ただし，こうした県の新設がなぜ住民の利益となるのか，その点の説明は含まれていない。この種の簡略な根拠付けは，ピョートル期の勅令に顕著な特徴の一つと言える。

<sup>3</sup> Законодательство Петра I. М., 1997. С. 424-427.

ものの<sup>4</sup> 1708年以降、こうした区分と官職が全国に敷衍されたのである。その後、紆余曲折を経ながら、ピョートル1世期の地方行政制度は1714年に諸県をさらに地方（провинция）に区分すると共に、1719年1月、それら地方の主要都市に対し、モスクワ大公国時代の官職名を復活させる形で長官（воевода）を配置することを決定し、職務規程を發布した。<sup>5</sup> 次いでピョートル1世の後継者、エカチェリーナ1世（在位1725-27年）の治下において、1726年7月15日付けの勅令により他都市にも長官を任命することが定められ、<sup>6</sup> ここに基本的には県—地方—都市、それぞれを管轄する県知事・県副知事（вице-губернатор）—地方長官（провинциальный воевода）—市長官（городовой воевода）の三層構造が確立されることになる。

ところで、かつて絶対主義などとも称されていた近世のヨーロッパ国家については、二宮宏之による「社团的編成論」を皮切りに、国内諸地域の法的・民族的・文化的多様性に対して、官僚制機構や常備軍といった王権の権力機関を介しての中央集権化・一元化の限界性を指摘し、むしろ統合の困難を強調する傾向が強くなっている。例えば中央と地方との関係については、アンシアン・レジーム期のモデル国家たるフランスにおいて、売官制に基づく保有官僚（officier）が多数派を占める一方で、国王が直接に任命する直轄官僚（commissaire）の代表例として、各地の行財政・司法など広範な任務を担う地方長官（intendant）が派遣されつつも、現地での下僚の自立性など、具体的な権力行使が困難だった可能性が示唆される。<sup>7</sup> また阪口修平の諸研究によると、17世紀後半以降のプロイセンにおいて、全国的な行政・軍の統括機関の整備を通じて中央集権化が試みられつつも、州の下位にある郡のレヴェルでは各地の伝統的な支配構造が温存されていた図式も指摘されている。<sup>8</sup> その意味では、少なくとも制度的な変遷とは別に、18世紀に入っても、現実には各地域の独自性を前提としての緩やかな統合がヨーロッパ諸国では一般であったと言える。

これに対して、18世紀前半のロシアにおける中央—地方関係はどうだったのか。先述のように、ピョートル改革以降、制度面での一元化が追求されたことは疑い得ない。では、

---

<sup>4</sup> Государственность России. Словарь-справочник. Кн. 5. Ч. 1. М., 2005. С. 246.

<sup>5</sup> Законодательство Петра I. С. 428-437.

<sup>6</sup> Полное собрание законов Российской империи. Собр. 1. (以下、ПСЗ-1と略記) Т. 7. СПб., 1830. С. 677-678 (№ 4929).

<sup>7</sup> 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」成瀬治、吉岡昭彦編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年、183-233頁。

<sup>8</sup> 代表的なものとして、阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版会、1988年。またプロイセンのカントン（軍管区）制の時期的変遷を追究した鈴木直志の近年の研究では、むしろ七年戦争（1756-73年）後に改めて、現地の等族が兵員調達業務に関与する変化が生じた点が指摘されている。鈴木直志『広義の軍事史と近世ドイツ：集権的アリストクラシー・近代転換期』彩流社、2014年、117-138頁。

その制度を実地で動かしていた県知事以下の地方行政官はいかなる存在であったのか。この問いに対しては、2008年にロシアで刊行された人名録『ロシアの地方行政官：1719-39年』に整理されている県総督（генерал-губернатор）・知事・副知事，地方長官，市長官，さらに彼らの補佐（товарищ）や代行（исполняющий обязанности）の個人情報为主要な資料源として<sup>9</sup>，別稿でプロソポグラフィ的分析を試みた。そこには大まかなイメージとして，帝国内のどの地域を取り上げても，総じて彼らの多くに任地との関係，いわば「地縁性」——任地における出生・成長あるいは任地での過去の勤務経験——が乏しい特徴が見られる。また，とりわけ地方長官・市長官ら中下層の地方行政官が「武官から勤務を開始し，一定期間の軍務の中で体力的問題あるいは負傷・疾病ゆえに退役を余儀なくされた後，文官に異動し，50代から60代前半に長官に就任して2-3年で退任」する傾向が強く，それゆえに「文官としての専門的訓練や能力に乏しい上，現地の実状を学ぶ時間的余裕もなしに転任を余儀なくされる」勤務パターンも見てとれた。<sup>10</sup>

こうした全体的な特徴が生じた要因の一つとして，1720年代から30年代にかけての中央政府における人事のメカニズムの性格が挙げられよう。前述の三層構造が確立した1720年代後半，すなわちエカチェリーナ1世期とピョートル2世期（1727-30年）においては，皇帝本人，1726年2月に皇帝諮問機関として設立された最高枢密院（Верховный тайный совет），さらに中央における実務統括機関としての元老院の三者関係による意思決定過程を経て，地方行政官の人選・任命が進められたが，辺境地帯における移動の労苦など，勤務環境に関しては一定の配慮が示される事例も見られたものの，任地に地縁性を持つ者の登用など，現地の権力構造や社会的特性への関心は，上述のいずれのアクターにおいても極めて希薄であった。<sup>11</sup>

この点は，1730年代のアンナ期（1730-40年）において中央機関の改組や相互の関係性の変化が生じた後も，基本的には変わらない。皇帝自身による個人的関与が前代までに比べて低下する一方で，最高枢密院の廃止に伴い1731年に新たな皇帝諮問機関として設立された大臣官房（Кабинет министров），そして元老院とにより地方行政官の人事が担われたものの，やはり選任の過程における地縁性への配慮は依然乏しかった。<sup>12</sup> また遠征軍の集結地となりやすい辺境地帯，さらには県総督や県知事クラスといった，地域社会と直に

<sup>9</sup> Областные правители России, 1719-1739 гг. М., 2008.

<sup>10</sup> 田中良英「18世紀前半ロシア地方行政官の動態に関する試論」『西洋史研究』新輯第42号，2013年，57-91頁。

<sup>11</sup> 田中良英「ピョートル後のロシアにおける地方行政官人事：改革期の国制を担うエリート」池田嘉郎，草野佳矢子編『国制史は躍動する：ヨーロッパとロシアの対話』刀水書房，2015年，265-304頁。

<sup>12</sup> 田中良英「1730年代のロシアにおける地方行政官人事」『宮城教育大学紀要』第49巻，2015年，63-77頁。

接触する機会が少ない地位に顕著なこととはいえ、行政官というよりもむしろ軍事指導者としての経験と能力に秀でた非ロシア人の登用さえ、頻繁に目撃されたのである。<sup>13</sup>

ただし、上述のような中央政府による地方行政制度の拡充や人事のメカニズムの過程の解明を試みる一方で、実際に現地に赴任した行政官が地域社会との間にいかなる関係を示したのか。また、彼らの日常的な勤務の実態はいかなるものであったのか。これら「地方行政官の日常史」に関わる問いに答えることなしに、ピョートル改革以降の地方行政改革の特質や成否を論じるのは不十分と言えよう。こうした視角からの研究は、管見の限り現在まで存在しない。しかし「歴史学の醍醐味は、ディテールのなかから大きな時間の流れをつかみとることにあるが」、そのためには「ディテールに分け入らなければならない」といえば正反対の要素が含まれ、その両方をつねに追わなければならないとすれば、<sup>14</sup> むしろこうしたミクロなディテールの追究が常に求められているとも言える。とはいえ、例えば地方行政官の日々の行動を記録した勤務日誌のような史料、<sup>15</sup>あるいは地方行政官自身が自身の活動や内面について書き残したエゴドキュメントの類も、18世紀前半に関しては皆無に等しい。そこで本稿では、ロシア国立古文書館（Российский государственный архив древних актов, РГАДА）の各県事務局（Губернская канцелярия）および各地方事務局（Провинциальная канцелярия）のフォンドに所蔵されている、地方行政官の活動に関して現地住民が提出した嘆願書（челобитье）とそれに関連する事務文書とを援用することで、地方行政官の日常史の一端なりにでも迫ることにしたい。特に、これまで分析対象としてきた1740年以前の地方行政官、中でも個々に管轄する地域の住民と直接向き合う立場にあった地方長官と市長官とに関し、個別事例研究を試みる。

この嘆願書の史料的性格については、時期は異なるものの、20世紀ソ連民衆による投書を対象として浅岡善治が以下のような留保を述べている。すなわち「この膨大な投書群は、内容において極めて多様かつ複合的であり、逆に、その部分部分を切り取れば、およそ何でも語り得てしまうような『軟質』の性格の史料である。また、その残存度の偶然性（あるいは恣意性）が確定できないために、単純な統計的手法で一般化を図ることも難しい」と。<sup>16</sup> このような疑念は、革命前の嘆願書にも通じるものと言えよう。また研究者に

---

<sup>13</sup> 田中良英「18世紀前半のロシア地方における非ロシア人官吏」『宮城教育大学紀要』第50巻、2016年、69-82頁。

<sup>14</sup> 水島司「グローバル・ヒストリーの担い手：新しい研究者養成と学界の課題」大阪大学歴史教育研究会、公益財団法人史学会編『教育が開く新しい歴史学』山川出版社、2015年、122頁。

<sup>15</sup> こうした当時のエリートの日常的な行動記録としては、皇帝や一部高官のものも存在しなくはないが、それらでさえも、全ての日時について網羅されているわけではなく、一部は損壊・散逸して現在まで残されていないなど、作成および保存状況は必ずしも良好ではない。

<sup>16</sup> 浅岡善治「権力と人民との対話：初期ソヴィエト政権下における民衆の投書」松井康浩編『20世紀ロシア史と日露関係の展望：議論と研究の最前線』九州大学出版会、2010年、66頁。

よる解釈の問題とは別に、嘆願者が記載した情報そのものの信憑性も慎重に考慮すべき性質を帯びる。筆者は以前にエカチェリーナ 1 世期に皇帝の官房（カビネット）に集積された嘆願書群を分析したことがあるが、それらにおいては、①自己の犯した罪に関する赦免を求めるもの、②自己の長期の勤務や功績などを根拠に褒賞を求めるもの、の 2 類型が多数派であった。<sup>17</sup> 今回扱う嘆願書群のほとんどはこれらと異なり、地方行政官による問題行為を断罪し、中央・地方政府からの善処を求める内容となっている。ただしいずれの類型にせよ、こうした嘆願書の提出が自己の主張の正当化を目的とする限り、誇張の危険性が常につきまとうことも確かである。

これら嘆願書については、後述するように、受理した行政府の側でも内容をそのまま鵜呑みにしていたわけではなく、追加の調査を指示するのが通例だった。嘆願者の側でもこのようなチェックの過程の存在を認知していれば、荒唐無稽な誇張や捏造を介在させる危険性を理解し、自ら回避していた可能性もあり得るものの、この点について一元的な傾向を見出すことは難しい。その意味では、嘆願書の分析に際し、このような補足的な調査の結果や政府による対応を加味して、テキスト内の情報の信憑性を常に検討する態度が必要なことは言うまでもない。ただしその一方で、事実かどうかとは別次元に、むしろ嘆願者による評価や意識において、不適當あるいは非合法と見なされていた地方行政官像、または、嘆願者が請願の正当性を高める上で効果的と認識していた地方行政官の「悪行」の種類を知る材料としては、嘆願書の持つ史料的な有効性は依然大きいとも言える。

無論浅岡の指摘するように、こうした嘆願書や投書が、全体のうちでどれほどの割合を反映するものなのか不明な点が、情報の評価を難しくしていることは否定できない。今回 РГАДА 所蔵の史料の渉猟を試みた際にも、地域住民からの嘆願書そのものについては、1727 年 2 月 28 日にキエフ県から分離されたベルゴロト県、<sup>18</sup> そして 1725 年 4 月 22 日付けの勅令でアゾフ県から改称されたヴォロネシ県におけるものしか発見できなかった。<sup>19</sup> しかしこの点をもって、両県のみが地方行政官による不正の温床となっていたと見るのは早計だろう。ちなみに本稿では、嘆願書そのものは発見されていないものの、地域住民からの嘆願書を契機として、最高枢密院や大臣官房、元老院が調査や在任者の更迭を命じた事例も分析対象に含めているが、<sup>20</sup> それらの中には他県の事件も含まれている。さらに 1720-

<sup>17</sup> 田中良英「エカチェリーナ一世時代におけるロシア勤務貴族層の動向」『ロシア史研究』第 74 号、2004 年、73-94 頁。

<sup>18</sup> Сборник Императорского Российского исторического общества. Т. 63. СПб., 1888. С. 183-184.

<sup>19</sup> ПСЗ-1. Т. 7. С. 454-459 (№ 4700). なお、これらの嘆願書にしても、両県に関わる全ての例を網羅し得ているか定かではない。実際に РГАДА で出納を要請したものの、史料の劣化を理由に閲覧を拒否された文書も複数存在するからである。

<sup>20</sup> 元老院での議論に関しては、РГАДА 所蔵のアルヒーフ史料のほか、フィリーポフ編の 1737 年の日誌を利用した。Филлипов А.И. Журналы Правительствующего Сената за 1737 г. Ч. 1-2. М., 1910-1911.

30年代には、地域住民からの嘆願書に直接起因していないものも含まれるにせよ、帝国全域の複数の地方行政官による業務上不正に関し、捜査のための特別委員会が組織されている。<sup>21</sup> それらの点からしても、史料の残存状況を根拠に、地域的な特性を論じるのは困難のように思われる。また、嘆願書という史料の性格上、地方行政官による活動のうち否定的側面が目を引きからといって、それを彼ら全般の日常的傾向と見なすことにもやはり問題がある。むしろ当時の業務慣習からして、特に混乱を喚起することのない、平常の円滑な勤務活動が記録に残ることの方が珍しかった可能性も想起されるからである。それゆえ、本稿の叙述が真に地方行政官の「日常」史を明らかにしているとは到底言いがたい点も自覚される。あくまで、従来ほとんど顧慮されていなかった情報に対し、いささかなりとも光を当てること、18世紀ロシアの中央-地方関係を考察するためのデータの一部を補充する試みにすぎない点をお断りしておきたい。

## 2. 1720-30年代の長官層による行動様式

地方長官あるいは市長官の行為を題材とした嘆願書は、筆者の確認した限りでは、市長官職が導入され地方行政官の数が急増した1726年以降、とりわけ彼らが実際に一定期間の勤務を果たした後の1728年から目立つようになる。これら29件のうち28件は、長官層による「不法」行為を告発する内容であり、その行為の中身も極めて多岐にわたる。<sup>22</sup>

中でも比較的多くに共通するのが、長官が嘆願者あるいは嘆願者の主人の村落に突如部下や親族を送り込み、「特別な理由なく」嘆願者あるいは彼の関係者を長官の事務局まで拘引して、長期間にわたり拘禁するパターンである。悪質な例の一つとして、プレオブラジェンスキー近衛連隊退役伍長クーゾヴレフ Кузовлев, Алексей Демидович が1738年11月、ヴォロネシ県バフムート地方ソコーリスク市の長官ミフニョーフ Михнев, Семен Степанович (生没年不明)を同県事務局に訴えた書面のうち、ミフニョーフの行為に関わ

---

なお本稿では、地方行政官と地域住民との関係に起因する29の事件を考察の対象としたが、そのうち17件についてはベルゴロト県事務局のフォンド(ф. 405)、1件はヴォロネシ県事務局のフォンド(ф. 406)、7件は元老院とその附属機関のフォンド(ф. 248)、4件はフィリーポフ編の刊行史料から情報を抽出している。ただし元老院での議論に関わる後二者の史料においては、嘆願書のテキストそのものは付記されておらず、事件の概要しか示されていない。

<sup>21</sup> この点については、田中「1730年代のロシアにおける地方行政官人事」74頁を参照のこと。

<sup>22</sup> 唯一の例外が、1729年2月5日付けの元老院議事録に見られるカザン県ペンザ地方サランスク市長官ベクレミーシェフ Беклемишев, Василий Иванович (1674-1734)に関する嘆願書である。嘆願書そのものの文面が付記されていないため、理由は不明ながら、サランスクの住民達は解任が予定されていたベクレミーシェフの留任をわざわざ願い出たとされる。しかし元老院は、彼が捜査対象となっていることを根拠に、嘆願を却下し、シャフィーロフ Шафиров, Исай Петрович 男爵(1699-1756)の新長官任命を強行した。РГАДА, ф. 248, оп. 31, кн. 1987, л. 56.

る部分をやや長文ながら引用してみよう。

第1条：この [1] 738 年 7 月の初め、サコーリスク [ママ] 市の長官業務を指揮している統治者セミョーン・ミフニョーフが、サコーリスク郡のクゾヴレヴァ Кузовлева 村にある私の家屋に、兵士を派遣しました。彼の名について私は覚えておりませんが、上記の都市サカーリスク [ママ] に私を連行するためでした。いかなる事件に関連してなのか不明です。私の疾病ゆえに、私は出かけることは不可能でした。ただし私の妻、アンナ・アントンの娘を連れ出し、上記の都市サカーリスクの長官運営事務局へと連れて行ったのです。彼女の連行後、前述の統治者ミフニョーフは彼女を監視下に投獄するよう命じ、椅子につながりました。そして彼女を卑猥に (магерно) 罵り、売女 (курва) と呼んだのです。その彼女は二週間牢獄に留められました。

第2条：また同じく 7 月の 6 日、前記の統治者ミフニョーフは再び、私を追って、退役士官フェドートを派遣しました。いかなる通名で呼ばれていたのか覚えておりませんが、その彼が私を連れ出し、前述のサコーリスク事務局へと連れて行って、拘禁したのです。彼ミフニョーフは当日サコーリスクにはおりませんでした。私と私の妻の拘禁がいかなる意図によるものか不明です。前記の統治者ミフニョーフは上記のクゾヴレヴァ村に到着し、郷土ニキータ・マースロフ Никита Маслов の邸宅に拠点を置きました。そしてこの邸宅から私の家屋に使者ニキータ・ポポフ Никита Попов と同僚達を派遣しました。その彼らは私の娘である乙女ルケリヤのところに着くや、木造家屋や物置を略奪して回り、私の屋敷付きの娘達を探しました。こうした彼らの探索から隠れ得るものがあるか分かりません。ただし [彼らは] 専ら私の屋敷付きの女性ステパニーダのみを連れ出し、上述のマースロフの邸宅にいた、かの統治者ミフニョーフのところへと連行しました。前記のミフニョーフは前述の使者ポポフを卑猥に罵り、何のために同日、女性を連行したのかと語り、私の家屋に戻ることを許しました。

第3条：かの統治者ミフニョーフがサカーリスクに到着し、事務局に戻ると、私は監視の兵士と共に、面会のために、事務局の前のミフニョーフのところへ出て行きました。そして彼に対し、いかなる事件ゆえに自分の妻と共に拘禁されているのか、尋ねました。この時、前記のミフニョーフは私を卑猥に罵り、ペテン師 (шельма) やいかさま師 (плуг) と呼びました。さらに愚かにも私の胸を突いた上、棒によって私を打とうとしたのです。理由は不明です。この事務局の近くの屋外で最も卑しき私を逮捕し、私の剣を没収するよう命じました。この剣は、同事務局の伍長コープチェフ Копчев によりまさに没収されました。そして足かせと首に鎖をはめられました。[彼は] 牢獄へと引き渡すよう命じた上、事件については言明せずに、前記の [1] 738 年 7 月 6 日より 11 月 1 日まで私を罪なく牢獄で苦しめたのです。

第4条：去る 10 月の終わり、前記のミフニョーフは、私の足かせと鎖をはずし、監獄より事務局の自分のところへ連れてくるよう命じました。最も卑しき私は到着すると、なぜ彼ミフニョーフが私を罪なく牢獄に拘禁し、いかなる事件によるのか言明しないのか、また完全に零落させ

るのか、話し始めましたら、前記の統治者はその場の近くに座りつつ、公正標（зерцало）の前で再度私を卑猥に罵り、またまた私をペテン師と呼んだのです。そしてその場から飛び上がるや私の頬を殴打し、髪の毛をつかむと床を引きずり回しました。さらに同事務局の勤務者全員の面前で、私が死ななばかりに足蹴にしたのです。こうした殴打の結果、私は現在までかろうじて生きていると言って良い状況にあります。

第5条：その後、前記の統治者ミフニョーフは再度、私を牢獄に送り込み、足かせにつなぐよう命じました。そしてこの牢獄より、あたかも懲役囚のように、厩舎から堆肥を掃除するなど、彼自身の労働のために派遣しました。都市の業務のために運河を掘ったり、矢来を設置したりもしました。この作業には一週間以上も従事したのです。最も卑しき無実の私に対するこのような攻撃により、[彼は] 少なからず零落させました。この結果、私は疑いのない貧窮状態に陥ったのです。前記のミフニョーフはようやく私の要請に応じて、農奴数に再度割り当てられた糧食の供出のため、11月に上記の村落クゾヴレヴァにある私の家屋へと私の帰還を許可しました。彼ミフニョーフが私に及ぼしたこれらの攻撃の結果、最も卑しき私は嘆願のためにヴォロネシ県知事事務局に到着しました。ただし前記のミフニョーフは私の[釈放の]後、再び私の妻を連行し、前記のソコーリスク事務局の椅子に現在まで拘禁しているのです。<sup>23</sup>

『ロシアの地方行政官』によると、このミフニョーフは貴族出身者で軍務を経た後、1722年に同じヴォロネシ地方でブルガリア産の羊小屋の監督（надсмотр Болгарского овчарного двора）に従事した経験を持ち、1738年初めからソコーリスク市長官に赴任した人物であった。<sup>24</sup> この嘆願書に付随して保存されている一連の事務文書、またクゾヴレフによる再度の嘆願書に含まれる情報を整理すると、ヴォロネシ県事務局は翌1739年1月13日、同県タムボフ地方ドーブリエ市事務局で1月25日から事件の審理（суд）を開始するため、原告・被告双方の出頭を指示する。同日、ドーブリエ市事務局は退役竜騎兵トルーノフ Трунов, Федор を使者としてソコーリスクに派遣し、ミフニョーフに出頭命令を伝達したが、このトルーノフの報告書によると、彼に同行されつつ、すでに1月17日の時点でミフニョーフはドーブリエに到着していた。しかしながら当の25日、原告クゾヴレフの方は事務局に現われたものの、被告ミフニョーフの姿はなく、結局審理を始めることはできなかった。この一連の事態について、ドーブリエ市事務局は長官トルブージン Толбузин, Иван Васильевич（1680年生まれ）による確認のもとに、「全民衆に通知するため（во всенародное известие）」の公示に踏み切っている。<sup>25</sup> この後の展開を物語る史料は残っていないが、『ロシアの地方行政官』ではミフニョーフは1740年までソコーリスク市長官を

<sup>23</sup> РГАДА, ф. 406, оп. 1, д. 426, л. 1-2об.

<sup>24</sup> Областные правители России. С. 467.

<sup>25</sup> РГАДА, ф.406, оп. 1, д. 426, л. 3-8.



務めたとされ、この事件を契機として即座に解任された様子はいかががえない。その一方で、クーズヴレフが審理に応じた構図からは、彼の方では自説の正当性と勝訴に対し一定の自信を抱いていたと解釈できるかもしれない。

クーズヴレフの嘆願書にもあるように、長官らが住民の私有財産を「勝手に」持ち去ったとされる事例は他にも見られる。ベルゴロト県ベルゴロト地方コロチャ市の司祭ラザリー *Лазарь* が 1728 年 7 月 17 日に提出した嘆願書では、「この [1] 728 年の 7 月 10 日、コロチェイ [ママ] 長官アフォナーシー・コログリーヴォフ *Афонасий Кологринов* (1679-1736) は、下記の私の邸宅に、多くの使者を突如派遣しました。[彼らは] 私を客間へと乱暴に連れ込み、私から離れると、我々が雇用していた教会の鍛冶工であるチェルカースィ出身者 (черкашенин) *Иван Корожич* を都市に連行しました。そして彼のところから下記の私の新しい大鎌を没収し、長官へと届けたのです。さらに [市長官は] 前記の鍛冶工を四日間拘禁し、容赦なく不当に彼を棒で打ったのです」と、クーズヴレフを巡る事例と同種の内容が記されている。<sup>26</sup> ちなみに、この事件では鍛冶工コロジチの身体検査がなされ、「背中全体が青くなるほど殴打され、多くの場所で出血が見られた」との調査結果も報告された。<sup>27</sup> その他、ベルゴロト県ベルゴロト地方オボヤニ市長官ドゥラーソフ *Дурасов, Поликарп Евстигнеевич* (1675 年生まれ) による銃兵の息子ザプラーチン *Заплатин, Исай Федорович* の雌牛の没収 (1732 年 12 月)、<sup>28</sup> シベリア県エニセイスク地方前長官アプーフチン *Апухтин, Григорий Тимофеевич* (1675-1734) と現長官ポルエークトフ *Полукетов, Михаил* (生没年不明) による都市商工地区民ソゾーノフスキー *Созоновский, Василий Дорюфеевич* からのピョートル 2 世恩賜の短剣の没収、<sup>29</sup> ベルゴロト県ベルゴロト地方ヤブロノフ市長官チャーギレフ *Дягилев, Семен Лазаревич* (1665 年生まれ) による退役伍長オフシャーニコフ *Овсяников, Василий Осипович* からの雌馬 1 頭と雄牛 2 頭、鋤先、斧、大鎌、3 つの銀の十字架のついた女性用の銀製の鎖、水色のラシャ製衣装、金銭の没収 (1734 年 8 月)、<sup>30</sup> オボヤニ市長官コロプコーフ *Коробков, Андрей Михайлович* (1674

<sup>26</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 109, л. 1.

<sup>27</sup> Там же. л. 2. ベルゴロト県事務局からは、嘆願者のラザリーを介して、長官のコログリーヴォフに対し回答書の作成・提出を求める指令が發送されたが、その後の展開は明らかではない。ただし『ロシアの地方行政官』によると、コログリーヴォフは 1732 年までコロチャ市長官を務めた後、歳入参議会や所領参議会の成員に任命されるなど、更迭や左遷の形跡はうかがえない。Областные правители России. С. 385.

<sup>28</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 305, л. 1об. ただし捜査結果などは残されておらず、真偽は不明である。『ロシアの地方行政官』によると、ドゥラーソフは翌 1733 年 2 月 20 日までオボヤニ市長官の座にあったとされ、嘆願書提出の直後に職を退いた点は注目されるものの、相互の連関は明示されていない。Областные правители России. С. 308.

<sup>29</sup> РГАДА, ф. 248, оп. 32, кн. 2054, л. 65. 事件の発生時期そのものは不明だが、アプーフチンらに対し嘆願者への短剣の返還を命じる元老院の指示は、1733 年 8 月 28 日に決議されている。

<sup>30</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 397, л. 1. ベルゴロト県事務局はチャーギレフに対し回答書の作成・提出

年生まれ)によるボリス・ユスーポフ Юсупов, Борис Григорьевич 公 (1700-59) の所領住民からのワインや金銭の没収 (1739 年 9 月),<sup>31</sup> 同じくコロブコーフによるアレクサンドル・ゴローフキン Головкин, Александр Гаврилович 伯爵 (1689-1760) の所領住民からのワインや金銭の没収 (嘆願書提出は 1740 年 5 月),<sup>32</sup> などの例もある。

中でも、1735 年 5 月と 9 月の二度にわたり、ベルゴロト県ベルゴロト地方クールスク市の事務局長オシーポフ Осипов, Петр Исаевич が同市の元長官シャホフスコイ Шаховской, Федор Федорович 公 (1683 年生まれ) の不正を訴えた嘆願書には,<sup>33</sup> このシャホフスコイが長官としての在任時、1733 年 12 月に市内のオシーポフの邸宅から没収した各種家財道具のリストが付されているが、それは用紙 8 枚の裏表を利用した長大なものとなるほどであった。<sup>34</sup> なお本件に関しては、シャホフスコイ公の側も嘆願書の提出を通じて、かのオシーポフこそ「悪党 (вор)」として知られた人物であり、過去にキエフ県で公開の笞刑に処されると共に、耳を裂かれた経験があると指摘しつつ、彼の嘆願書を「虚偽」と主張する反論を試みている。<sup>35</sup> ただし『ロシアの地方行政官』によると、結局シャホフスコイはベルゴロト県事務局での取調べの対象となっており、この反駁は実を結ばなかったようである。<sup>36</sup>

とはいえ、長官あるいは嘆願者いずれに要因があったにせよ、長官層による暴力や暴言を交えた勤務の様態に関しては、一定の材料が提起されていると言えよう。<sup>37</sup>

---

を求めているが、実際の提出状況はやはり不明である。『ロシアの地方行政官』によると、チャーギレフは 1736 年 1 月 1 日までヤプロノフ市長官の座にあった。Областные правители России. С. 312.

<sup>31</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 871, л. 1. なお『ロシアの地方行政官』においては、コロブコーフのオボヤニ市長官への任命は実現しなかったと記されているが、次のゴローフキン領の事例も含め、これら嘆願書を始めとする一連の事務文書では「長官」と明記されている。Областные правители России. С. 396.

<sup>32</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 872, л. 1.

<sup>33</sup> Там же. д. 470, л. 1.

<sup>34</sup> Там же. л. 8-15об.

<sup>35</sup> Там же. л. 2-3.

<sup>36</sup> Областные правители России. С. 697.

<sup>37</sup> なおベルゴロト県ベルゴロト地方カルポフ市長官アルセーニエフ Арсеньев, Савва Демидович (1655 年生まれ) に関し、1729 年 5 月にカルポフ郡の郷土ボチエーロフ Бочеров, Афанасий Сидорович が提出した嘆願書でも、長官が嘆願者の父を「ベルゴロトで捕らえ、死なんばかりに殴りました。そしてカルポフ市に運び、笞で打つと共に、現在にいたるまで足かせと鎖をつけて」拘禁しているとして、事件の捜査と父親の釈放を請願している。РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 162, л. 1. しかし経緯や理由は不明ながら、同年 11 月、嘆願者の父シードルと長官アルセーニエフの連名による新たな嘆願書において、両者の和解を根拠として捜査の終了が要望された。Там же. л. 29. 捜査や処分を恐れた長官による賠償の支払いなどの可能性も推測されるが、少なくとも本稿が対象とした諸事件において、こうした双方による和解の事実が明記されている例は珍しい。

### 3. 嘆願書に対する政府の反応

以上でも一部について紹介してきたように、嘆願書に対する中央あるいは地方政府の反応は必ずしも全てが史料として残されているわけではなく、嘆願書がその後の地方行政官人事に及ぼした直接的な影響を断言することはむしろ困難と言える。例えば、1728年4月1日にシベリア騎兵連隊伍長チェレーポフ Черепов, Наум Иванович とその親族でプチャーヴリの領主ニキーフォル・ミハイロヴィチが提出した嘆願書によると、1727年3月よりベルゴロト県セーフスク地方プチャーヴリ市長官を務めていたバトゥーリン Бату́рин, Григорий Степанович (1674年生まれ) は、彼の親族でやはりプチャーヴリの領主であったヴォシシーニン Вошинин の使用人がチェレーポフの所領の住民らとの争いを訴え出た際、縁故主義を發揮して、一方的にヴォシシーニン領の言い分に肩入れしたとされる。<sup>38</sup> このバトゥーリンに対しては、同年6月6日にも、プチャーヴリ市のギルド代表者ザクロイシコフ Закроишиков, Федор Иванович と同僚らが「港湾や鍛冶の税その他、そして彼のためのあらゆる労働を無賃で課している」と非難する嘆願書を提出している。<sup>39</sup> ベルゴロト県事務局はバトゥーリンに対し、第一の事件については審理をセーフスク地方事務局に移管すると共に、拘留中のチェレーポフの使用人達を保釈するよう、<sup>40</sup> 第二の事件においてもやはり審理をセーフスク地方事務局に移管しつつ、回答書の作成と提出を命じるなど、<sup>41</sup> 即時的な処分を想定していなかったように見えるが、結局彼が在任わずか一年半で1728年8月8日に長官職を退いている点からは、地域住民より短期間に集中して不評が寄せられた状況が退任の要因となった可能性も考えられなくはない。

また1727年3月からヴォロネシ県エレーツ地方長官を務めていたクトゥーゾフ Ку́тузов, Алексей Кириллович (1673年生まれ) は、近衛連隊兵士コロートネフ Коротнев, Иван への侮辱行為に関する嘆願書を契機に開始された取調べの結果、1729年3月17日、元老院により解任が適当と判断された。<sup>42</sup> 同月26日にも、1722年から在任していたモスクワ県カルーガ地方長官ベストウージェフ=リューミン Бестужев-Рюмин, Дмитрий Андреевич (1665年生まれ) が、同地方の通信業務に従事していたポレターエフ Полетаев, Калина らにより、当該業務に関する経費の未交付を告発する嘆願書を提出されたことで、陸軍准

<sup>38</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 111, л. 1-2.

<sup>39</sup> Там же. д. 110, л. 1.

<sup>40</sup> Там же. д. 111, л. 7.

<sup>41</sup> Там же. д. 110, л. 9-10.

<sup>42</sup> РГАДА, ф. 248, оп. 31, кн. 1988, л. 123. ただし事件の発生時期そのものは不明である。

将フローポフ Хлопов, Семен による捜査の対象とされている。<sup>43</sup> 彼もこの取調べを理由に6月13日付けで解任された。<sup>44</sup>

しかしながら、これら直接的な処分的一方で、全体的な傾向としては、地域住民からの嘆願書を理由に長官層が即刻処分・解任される事例はむしろ少数だったとも見なし得る。こうした事態は当時のいかなる状況を物語るのか、二様の仮定が考えられるだろう。第一に、これら嘆願書に記載された告発がまさしく虚偽であるがゆえに、行政府が考慮しなかった可能性である。ただし、この種の事例が皆無だったとは言い切れないものの、例えば1736年6月21日にトルベツコーイ Трубецкой, Иван Юрьевич 公(1667-1750)の所領の筆耕シシェルビーニン Щербинин, Иван が、ベルゴロト県ベルゴロト地方ノーヴィ=オスコル市長官イエーヴレフ Иевлев, Григорий Андреевич (1672年生まれ)による村民への圧力を訴え出た嘆願書において、当該の「長官が審理と判決を管轄せず、ベルゴロト県事務局で管轄するよう」要望したように、<sup>45</sup> 嘆願者の側に捜査そのものを積極的に期待する態度がしばしば濃厚であった点からすると、あからさまな捏造の可能性が高いとはいささか考えにくい。ただしこの事例でも、長官のイエーヴレフは翌1737年まで留任している。<sup>46</sup>

そこで第二の仮定として、嘆願書の記載内容は全てとは言わないまでも一定の事実を反映していたものの、中央政府や地方政府がそれら長官層の「不正」行為を処罰に値するものとは見なししていなかった可能性が考えられる。その背景としては、一つにピョートル改革以降の刑法典の未整備による構造的な問題が挙げられよう。ピョートル1世の公布した勅令の多くでは、勤務者の不正や怠慢を戒め、頻繁に「死による脅し」を宣告する厳罰主義が見られたことは良く知られる。しかしながら、不正と処罰の軽重との対応関係は必ずしも明確には規定されておらず、後述するように、行政府では嘆願書への具体的な対応を決定するに当たり、1649年法典を含む過去の諸法の中から関連する規定を一々抽出する必要があった。その意味で、これまでに紹介してきた措置にしても、統一的な法規範に基づくというより、場当たりの性格を帯びていた可能性も否定できない。<sup>47</sup>

また、こうした法的不備の問題とは別に、とりわけ中央政府が地域住民の動向、中でも中下層の住民からの不満に対しては大きな意義を見出していなかった、政治権力側の意識の構造もうかがえるように思われる。この点においては、先にも挙げた銃兵の息子ザプラーチンの嘆願に関して、その後の対応に関する史料が全く残されていない点に象徴的なように、嘆願者の社会的地位が低い場合の行政府の反応は総じて消極的に見える。司祭ラザリ、

<sup>43</sup> Там же. л. 203.

<sup>44</sup> Областные правители России. С. 205.

<sup>45</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 551, л. 1.

<sup>46</sup> Областные правители России. С. 346-347.

<sup>47</sup> ただしこうした問題性に関しては、君主権力による個人的介入の余地を残すべく、あえて体系化が忌避されていた側面も検討の必要があるだろう。

また恐らくは貴族と推測されるものの退役伍長オフシャーニコフの場合にも、まずは長官自身による回答書が求められ、他の措置は講じられていない点が目につく。その一方で有力者、すなわち陸軍元帥にしてプレオブラジェンスキー近衛連隊中佐のトルベツコーイ公、元老院議員にしてモスクワ県知事ユスーポフ公、大臣官房の一員でもあった元外務参議会議長の息子にして、当人も当時駐ネーデルラント大使を務めていたゴローフキン伯爵、さらに元老院議員や司法参議会議長を務めたピョートル・アプラークシン Апраксин, Петр Матвеевич 伯爵（1659-1728）家の嫁エレナ・アプラークシナ Апраксина, Елена Михайловна（旧姓ゴリーツィナ Голицына）伯爵夫人（1712-47）といった名士の関係者からの嘆願書については、<sup>48</sup> 当事者である長官を審理過程から排除する措置を始め、基本的に嘆願者の要望に沿った決定が迅速に下される傾向も見られる。とはいえ、これらについても、在地の権力構造というより、中央政界での位置づけや影響力に左右されていたとの見方もでき、行政府が当時の地方社会による固有の要望に必ずしも敏感ではなかった可能性も否定できない。

なお、この種の嘆願に際し、地方政府による決定の根拠として参照されているのが、1649年法典の第10章第3条および第150条、そしてピョートル1世による1720年1月5日付けと1724年11月13日付けの勅令である。この1649年法典第10章の第3条においては、「もし、裁判官が原告にとって敵であり、被告にとっては友人あるいは身内であり、それゆえに、自分の訴訟がその裁判官に裁かれるべきではないとの訴状を、原告が裁判の前に、君主に宛てて提出した場合。また同様に、裁判官は原告の友人あるいは身内であるので、その裁判官の前では自分は答弁することはできないとの訴状を、被告が裁判の前に提出した場合。そのような訴状が提出された当該の裁判官は、その原告もしくは被告を裁いてはならない。裁判は、君主が指名する他の裁判官が行うこと」、第150条では「総督、書記官、どのような官署役人であれ、地方都市において君主の案件を担当していながら、地方都市と郡のあらゆる身分の人々に不法な取り立てを行ったり損害を与え、それについて誰かがかれらを訴えて訴状を提出し、取り調べによってかれらが不法な取り立てを行ったり暴力的に奪ったことが確かに立証された場合。取り調べにしたがって、不法な侵害を受けた者への賠償をそのような総督に課すこと。また、総督からは君主への罰金を徴収すること。その額は案件に応じて君主が定める」と規定されている。<sup>49</sup> ピョートル改革によりロシア国家の行政・司法機構が大きな変化を経験した後も、このように1649年法典が依然

<sup>48</sup> アプラークシナ伯爵夫人の従僕ナヴァーリン Наварин, Иван は1736年11月23日、ベルゴロト県ベルゴロト地方サルトフ市長官グレミャーキン Гремякин, Иван Никонович（1678-1738）への疑念から、彼による審理・判決の管轄下より外すよう要望している。РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 549, л. 1-2.

<sup>49</sup> 中沢敦夫、吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈（2）『富山大学人文学部紀要』第45号、2006年、176, 219頁。

実際に依拠されていた点は、先に述べた法体系の不備を如実に物語る現象と言えよう。

またピョートルの1720年の勅令では、現状で判事の中に関係者の親族や姻戚が混じる事態が生じているとの彼の認識が示され、「極めてふさわしからぬこと」と断罪されているが、<sup>50</sup> これは1649年法典の規定のように関係者による異議がなくとも、そうした混在が避けるべき状況と見なされるにいたっていた変化を示唆する。また1724年の勅令でも「もし姻戚関係や友誼あるいは敵意その他の理由ゆえに、原告や被告からの疑惑を招く判事があれば、前記[の原告や被告]は、この判事が自分の案件を審理しないよう、請願する自由を有する」と公告された。<sup>51</sup> ただしこれらの法典や法令は、同じベルゴロト県事務局作成の事務文書においても、参照の際の内訳が異なっていたり、とりわけ1724年の勅令については11月1日付けや11月30日付けなど日付の記載も異なっていたりと、<sup>52</sup> 18世紀前半の官庁において諸法が体系的に整理され、即座に参照可能な態勢が存在していたのか、疑わしさを感じさせる部分も見とれる。そうした整理を欠いていた場合、決定に向けての過去の法規範の調査が地方官庁に及ぼす負担はそれなりに大きかったことも想像される。

#### 4. 地方行政官による行動の動機

ところで、行政府側の動きとは別に、これら嘆願書に記される地方行政官の行動そのものはいかなる動機に基づいていたのか。先に紹介したクールスク市長官シャホフスコイ公による反論のような例もあるとはいえ、それとて嘆願者への対人攻撃にすぎず、もともとの行為の背景にある心情を明示する性格のものではない。また地方政府が長官層に回答書の作成・提出を指示している場合でさえも、これらの文書は結局提出されなかったのか、一連の事務文書と一緒に保管されていない。このように直接的な記録が乏しい状況において、あくまでも推測に留まるものの、第2章で列挙した家財道具・金銭の没収の例、あるいは長官自身の用途に対する住民の運用の例などが、地方行政官の個人的欲望に動かさ

<sup>50</sup> ПСЗ-1. Т. 6. С. 1 (№ 3480).

<sup>51</sup> ПСЗ-1. Т. 7. С. 366-367 (№ 4593).

<sup>52</sup> 例えば下記の2文書のうち、1738年7月に作成された前者では、1649年法典第10章の第3条および第150条と1724年11月「1」日付けの勅令が抜粋されているのに対し、1740年9月に作成された後者では、1649年法典第10章の第3条のみと1720年1月5日付けおよび1724年11月「30」日付けの勅令が参照されている。日付については単なる書き間違いの可能性もあるが、だとすると逆に、事務官による書類作成上の不注意や怠慢を見出すこともできよう。РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 674, л. 3; д. 870, л. 2-3об. ちなみに1724年11月の勅令は、ПСЗでも、1872年にБаранов, Платон Ивановичが刊行したピョートル期の勅令目録(Опись именным Высочайшим указам и повелениям царствования Императора Петра Великого, 1704-1725 г.)でも13日付けとされているものの、後者では「下書きの草稿」と銘打たれている。

れていた可能性を完全に否定することは難しい。

ただし、その一方で、憶測と呼ばれかねない危険はありつつも、長官による「不正」行為が、それらを合法と認識していた彼らの誤解に起因する可能性、場合によってはむしろ職務上の精勤の結果と捉え得る可能性も考えられるように思われる。この点に関して示唆的なのが、1736年末から1737年に集中したプチャーヴリ市長官ボヴィーキン БОВЫКИН, Аммос Иванович (1677年生まれ) に対する非難の例である。これらは嘆願書ではなく報告書(доношение)と題された文書において、1736年12月2日付けで貴族出身の退役兵士アラージイン Аладын, Михаил Семенович, 同月4日付けで貴族シシェーキン Шекин, Федор, 1737年10月21日付けでСанкт=петелブルク竜騎兵連隊退役給養係のヂェーフチェレフ Дехтерев, Петр が提起している。この報告書は冒頭に皇帝への呼びかけは記されていないものの、文中で長官による不正行為を列挙し、末尾で自身への善処を請願している点では、嘆願書との機能面での違いはない。彼らはいずれもプチャーヴリ市近辺の貴族領主であり、かつて勤務していたものの、現在は国家勤務から完全に退いているつもりであった。ところがアラージインの報告書によると、ボヴィーキンは「自身の悪意により、最も卑しき私をあたかも退役者のように警護および派遣[業務]に送ったのです。また私を追って私の家屋に20名ばかりを派遣し、私の使用人と最も卑しき私を捕まえるや連行し、一週間、枷につないでプチャーヴリの事務局で拘禁したのです。私の使用人2名は現在にいたるまで拘禁されています」との状況が生じた。<sup>53</sup> シシェーキンにおいても、「最も卑しき私を馬の購入のため、セーフスク地方事務局に送り出しました。さらに最も卑しき私の使用人を捕らえた後、現在も不当に監視下に留めています」と同様の構図が示されている。<sup>54</sup> さらにヂェーフチェレフに対しても、人頭税の徴集、衛兵・使者としての用務が割り当てられると共に、「私が嘆願のためにベルゴロトに赴くと、前記の長官が私の妻を捕らえ、監視下に置く」などの措置がとられたとされる。<sup>55</sup>

彼らの報告を受けたベルゴロト県事務局では、過去の法令の確認作業を進め、以下の3法令を抜粋する。第一に1732年7月6日付けの陸軍参議会よりの指令。「ベルゴロト県に登録されている諸都市に対し、定員規程に従い定められた数の派遣人(рассылщик)を、この勤務が可能で自ら希望する退役兵士・竜騎兵のうちより任命すべし。それゆえ指令に従い彼らに土地を与えるべし。高齢の者、負傷者、毫碌した者を意思に反して運用してはならない[下線部は筆者、以下同じ]。」第二に1733年1月11日付けの元老院よりの指令。「全ての都市において都市付きの派遣人」を追加し、「その員数には、現在存在し、担税民には定められておらず、諸都市や諸郡に生活し、今後諸都市での退役や休暇を予定され

<sup>53</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 548, л. 1.

<sup>54</sup> Там же. д. 547, л. 1.

<sup>55</sup> Там же. д. 608, л. 1.

ている、貴族以外の退職者を入れるべし。」第三に同じく元老院よりの1733年1月23日付けの指令。「クールスク市の退役軍曹ピョートル・カーメネフ Петр Каменев, 退役伍長ピョートルおよびフョードル・セルゲーエフ Сергеев とその同僚らによる, 彼らの勤務の代償として, 高齢と耄碌ゆえにクールスク市長官が警護・派遣・労働その他より解くべき旨の報告に従い, 統治を司る元老院は前述の軍曹と伍長を派遣・労働その他より解くよう命じ」と共に, 「諸長官に対し, 退役下士官・伍長を派遣・労働その他に割り当てることを禁止すべし」としている。<sup>56</sup>

これら3種類の法令の内容からすると, ボヴィーキンによる, 本人達的意思に反しての退役貴族の運用は確かに不法であり, ベルゴロト県事務局も報告者達の要望を受け入れ, 拘束されている彼らの関係者の釈放を命じた。その一方で『ロシアの地方行政官』によると, ボヴィーキンが1738年までプチーヴリ市長官に留任した事実も注目される。<sup>57</sup> また第三の指令にも示唆されているように, ベルゴロト県内での同種の運用はプチーヴリが初例だったわけではなく, 他の諸都市でも同様の事例があった構造も想起される。

いかなる意図により前記の行動に踏み切ったのか, ボヴィーキン自身は明らかにしていない。それゆえ彼が過去の法の内容自体を知悉していなかったのか, 知っていながら解釈を誤っていたのか, 定かではない。とりわけ第一および第二の指令はもともと, 地方都市での行政に対する地域住民の活用を促す目的において発布されている点で, 余計に誤解が生じやすかったとも考えられる。また彼が万事を理解していながら, あえて人材の運用に邁進した可能性も一概には否定できない。先の報告書に見られるように, 報告者ら退役貴族に求められた業務が単純な反復的労働などではなく, 「馬の購入」といった一定の交渉・判断能力を要する仕事であった点からすると, 地方社会でこの種の任務を遂行する上で, やはり伝統的エリートたる貴族こそが最も適合的な要員と評価された結果とも見なし得るからである。さらにアンナ治下の1730年代後半が, ポーランド継承戦争(1733-35年), 対オスマン戦争(1735-39年)の勃発により多数の遠征軍が国外に派遣されるに伴い, 国内での人的リソース不足を一層感じさせる状況にあった点も考慮されよう。

この点に関連して言うならば, 不正に伴う地方行政官の解任の事例の乏しさが, 結局の

<sup>56</sup> 例えば, Там же. д. 548, л. 2-4. ただし二番目に報告書を提出したシシエーキンに関する事務文書には, 第二および第三の法令の抜粋は含まれていない。Там же. д. 547, л. 2. このようにほぼ同時期の同種の要望に対しても, ベルゴロト県事務局の反応が差異を示した点には, 先述したような恒常的に参照可能な法体系の欠如, さらにそれに伴う無為な作業の反復が見てとれる。その一方で, 実際の作業の日付が記されていないため不明確ながら, 報告書の冒頭に付されている整理番号によると, シシエーキン関連の事件の方がアラージインのものに先行して調査が進められた可能性もあり, だとすると, 同種の要望が増えるに従い, ベルゴロト県事務局の側でも段階的に法的知識を蓄積していった構図も考えられる。

<sup>57</sup> Областные правители России. С. 213.



ところ、18 世紀前半のロシア帝国における有用な人材の限定性、すなわち解任しても代替の人材が見つからない点に起因する構図も、一定の可能性を有するように思われる。

いずれにせよ、以上の分析の限り、現在の史料状況において、地方行政官の日常的行動様式を取り巻く関係者各人の思惑を一義的に確定することはほとんど不可能と言って良い。と言うより、現代の法廷における状況と同様に、物証や各人の証言を通じ、相対的に説得力の高い「事実」を採用することが試みられるものの、それが永久不変の真理であるか完全な保証の術はなく、そうした無謬の事実の確立をこそ歴史学の使命と見なすことには、歴史学の窒息を招きかねない危険性がつきまとう。それゆえ「完全なる」事実の確定を一旦留保するならば、18 世紀前半の嘆願者や報告者が「悪意」と断罪する行為とて、むしろ国家や君主への忠誠心や地方行政の活性化の意図に動かされていた可能性、またこれまで紹介してきた長官層による家財道具や金品の没収、関係者の拘禁も、むしろ嘆願者の側における不法行為——例えば税や労働力提供の義務違反、負債の未払い——の代償であった可能性、さらには地域住民が法規を十分に理解していなかったがゆえに長官層に不当に低い評価を与えた可能性<sup>58</sup>、それゆえに中央政府や地方政府も地方行政官の「不正」を積極的に処分する態度に乏しかった可能性なども、一定の妥当性を持つものと判断されるように思われる。

## 5. 結びに代えて—地方行政における地縁性の意義—

本稿冒頭で指摘したように、18 世紀前半の地方行政官には総じて任地への地縁性に乏しい傾向があり、それがあくまで短期間の「腰掛け」として、任地を食い物にする地方行政官といったイメージに通じやすい側面もある。この点について、今回扱った嘆願書をもとに最後に付言しておきたい。

すでに第 3 章で紹介したプチーヴリ市長官バトゥーリンの例のように、長官と現地住民との間に以前から一定の関係が存在していた場合、むしろ他の住民からは「縁故主義」に基づく不公正を疑われる、あるいは事実かどうかは別として、自身の嘆願を補強する根拠として利用される構図が存在したと推測される。例えば、ベルゴロト県セーフスク地方リュリスク市長官リュシュコーフ Рыжков, Митрофан Обросимович (1676 年生まれ) に関し、同地域に所領を持つ退役陸軍大尉ストレモウーホフ Стремоухов, Афанасий が 1740 年 9 月

<sup>58</sup> この点について、本稿が対象とした嘆願書・報告書から明白な例を見出すことはできなかったものの、18 世紀中葉の修道院領農民の嘆願書において、諸法による本来の要求内容を誤解、あるいは自分達に有利になる形で「読み替え」、農民達が自説の根拠に用いる傾向があった点も指摘されている。Раскин Д.И. Использование законодательных актов в крестьянских челобитных середины XVIII века // История СССР. 1979. № 4. С. 179-192.

4日に提出した嘆願書でも、彼とその継子がリュリスキの領主アルセーニエフ Арсеньев, Еремей Слинович 父子との間に抱えている対立に際し、長官リュシコーフがアルセーニエフの義弟であるために、嘆願者の継子やその農民らを拘禁するなどの肩入れを行っているとして、彼の司法的管轄からの離脱が求められている。<sup>59</sup> やはり第3章で取り上げたエレーツ地方長官クトゥーゾフにしても、『ロシアの地方行政官』によると1719年以降、同地方で各種の業務に携わってきた人物であるが、<sup>60</sup> 彼の解任を決めた1729年3月17日付けの元老院の議事録には決定の根拠として、「これ以前に彼に関しては、同地方の主計官（*рентмейстер*）であった期間に〔自分達への〕侮辱行為がなされていた事実が、多くのエレーツ人から示されている」点が挙げられている。<sup>61</sup> その意味で、地縁性や現地での長期間の勤務経験は、逆に地域住民との関係悪化に通じる危険性も帯びていたと考えられる。直接の連関は不明ながら、1724年11月のピョートル1世の勅令や、その後の中央政府による地縁性を軽視した人事の特性も、こうした問題性や縁故主義を廃すことを意図した結果である可能性も否定できない。

とはいえ、本稿の分析史料からは見出せなかったものの、無論出生・勤務を通じての地縁性が地方運営の円滑化に働く方向性も十分にあり得よう。そう考えると、個別事例研究によるミクロなディテールへの沈潜が、マクロな時代的・社会的特徴の把握にとって必ずしも一義的な効果を及ぼすとは限らない、一種のディレンマも露わになる。とはいえ、こうしたミクロなデータの蓄積こそが、制度の整備と実際の運用との間の深刻な断層を改めて明るみに出すと共に、ヨーロッパ諸国の一般像とはやや異質に、ピョートル改革によって進められた強制的・人工的な中央集権化が、必ずしも地域社会の利害関係と万事衝突していたわけではない点を示唆し、むしろ属人性・恣意性を廃した機械的な制度運用の有用性に目を向ける、新たな視角を提供してくれていることも確かだろう（有用な人材に乏しい当時のロシアにおいて、こうした機械的なシステム化が現実的に可能であったかは、また別の問題である）。このように、既存の思い込みを再考する契機としても、地方アルヒーフにおける今後の史料状況の確認を含め、日常史的なデータの蓄積には一定の有効性があるように思われる。

---

<sup>59</sup> РГАДА, ф. 405, оп. 1, д. 870, л. 1-3. 『ロシアの地方行政官』によると、リュシコーフは1735-37年にセーフスク地方長官の補佐を務めるなど、以前から現地とのつながりを示していた。Областные правители России. С. 565.

<sup>60</sup> Там же. С. 410.

<sup>61</sup> РГАДА, ф. 248, оп. 31, кн. 1988, л. 123.

## Case Studies on the Everyday History of the Eighteenth-Century Russian Local Administrators

TANAKA Yoshihide

This paper attempts to analyze the relationship between the Russian central government and the local societies in the first half of the 18th century by conducting case studies on the regional administrators' daily lives in public and in private, namely everyday history of the Russian local officials, particularly provincial or city managers (*voevodas*) in the 1720s and the 1730s. In order to gather the details on their service styles we mainly use the petitions (*chelobit'e*) addressed to the central or local governments by the regional residents, kept in the Russian State Archive of Old Documents (*RGADA*) in Moscow. Because such petitions used to accuse against others likely underlined the negative side of the officials' activities, for avoiding a bias against the regional administrators we must contrast the contents of the petitions with the other materials, for example, the investigation results and the decrees of the governments.

As the number of the *voevodas* quite increased after the introduction of the posts of city administrators in 1726, the petitions against some of them became noticeable. According to these petitions, in many cases, the local officials suddenly their subordinates or relatives to the houses or the villages of the petitioners, arrested them or their servants "for no special reason," took them to the offices of the regional officials where they were restrained for a long time, sometimes with violence and abuse. Some *voevodas* were written to have also seized the petitioners' possessions and livestock.

However, most of the petitions did not lead to immediate punishment upon the accused officials probably because the central or local governments did not think that the *voevodas*' misdeeds formed the legal basis for quickly removing them from the posts. On the one hand, this judgement partly derived from the lack of the concrete legal structure in Russia after the Petrine reformation; on the other, it is possible that the central or local governments did not attach much importance to the complaints especially among the lower stratum of the regional inhabitants. Furthermore, some of the "illegal" actions of the local managers might not result from their malice, but either from their belief in legality of their works or from their motives for revitalizing the

regional administration by making good use of the local human resources. The local government might have been sympathetic towards such intentions of the *voevodas*.

Additionally, judging from some petitions of blaming the local administrators for favoritism and nepotism with their own relatives, this paper makes a few doubts about the efficiency of nominating the personnel who were born or had served in their appointed places.